

滋賀県障害者プラン 2021 の中間見直しに係るワークシート

資料 2 - 3

分野：障害者差別・権利擁護

ワーキングチーム会議開催日：障害者差別のない共生社会づくり委員会（8月29日）

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
<p>(1) 障害者差別の解消と障害者理解の促進</p> <p>①障害の理解のための出前講座 教育機関や行政関係機関等を中心に令和3年度 42回、令和4年度 51回実施。</p> <p>②差別解消のためのネットワーク構築 ア：障害者権利擁護センターに2名の障害者差別解消相談員を配置。 イ：各圏域に計26名の地域アドボケーターを配置。</p> <p>(2) 権利擁護の推進 ア：年2回の権利擁護支援・成年後見制度利用促進協議会を開催。 イ：全圏域で成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置。</p>	<p>(1) 障害者差別の解消と障害者理解の促進</p> <p>① 障害の理解のための出前講座 ア：出前講座のさらなる周知。 イ：事業者の合理的配慮の提供を義務づけるなどとした改正障害者差別解消法の施行（令和6年4月1日）に対応した周知・啓発。</p> <p>② 差別解消のためのネットワーク構築 ア：障害者差別解消相談員や地域アドボケーターの研修や意見交換の機会の充実。 イ：地域アドボケーターのさらなる周知。</p> <p>(2) 権利擁護の推進 中核機関設置後の市町への取組支援</p>

次期重点施策（令和6年度～8年度）について
<p>(1) 障害者差別の解消と障害者理解の促進</p> <p>①障害の理解のための出前講座 令和5年度目標である年間50回の出前講座の安定した実施を目指し、令和5年度目標に引き続き、令和8年度目標を「年間50回」とする。</p> <p>②差別解消のためのネットワーク構築 地域アドボケーターの確保や対応力向上、障害者差別解消相談員および市町関係部署等との意見交換の実施等により相談体制を総合的に充実させるため、令和5年度目標に引き続き、令和8年度目標を「相談体制の充実」とする。</p> <p>(2) 権利擁護の推進 令和5年度目標「全福祉圏域での中核機関の設置」がなされたことに続き、各市町における取組を支援するため、令和8年度目標を「市町からの専門相談への対応や研修会の実施等による市町の取組支援」とする。</p>
<p>重点施策以外の修正について</p> <p>(1) 第4次障害者計画に係る目標</p> <p>① 差別解消に関する講座の実施 重点施策の「障害の理解のための出前講座」と同様に令和8年度目標を「年間50回」とする。</p> <p>(2) 滋賀県における成年後見制度利用促進（権利擁護支援）に関する取組方針（案）を踏まえた権利擁護の記載の追加</p> <p>① 権利擁護の課題に次の項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町・圏域の実情に応じた取組を尊重しながら、広域的な視点から後見人等の担い手の確保につながる取組を進める必要があること ・成年後見人等の不足、および市民後見人や法人後見受任団体の養成の取組を実施している市町がないこと ・権利擁護支援にあたっては、アセスメント段階からのチームによる支援を重視し、本人の意思を十分に尊重することが必要であること <p>② 成年後見制度の利用促進の具体的な施策に次の項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等との意見交換・情報共有を行う権利擁護支援・成年後見制度利用促進協議会等における現状や課題の把握、および広域的な課題の解決や関係団体の連携の推進 ・市民後見人の養成、法人後見受任団体の育成、専門職後見人の確保等による担い手の確保につながる取組の推進 ・圏域の協議会へのオブザーバーとしての参画を通じた助言や情報共有、研修の実施、専門アドバイザーの派遣による市町等の取組支援